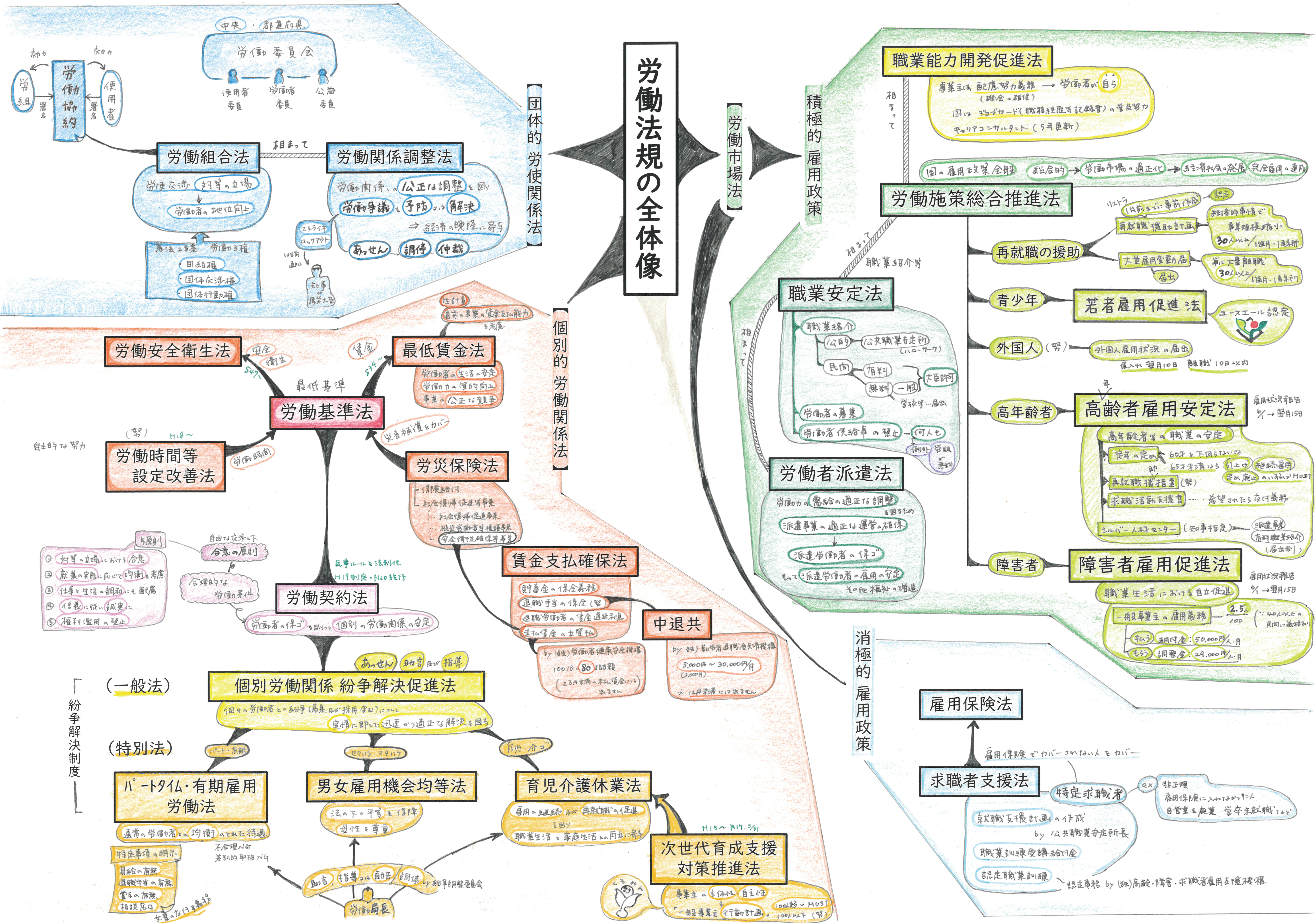

労働法規の全体像

団体的 労使関係法

中央・都道府県
労働委員会
使用者委員　労働者委員　公益委員

労組 —署名→ 労働協約 ←署名— 使用者
効力　効力

労働組合法
相まって

労使交渉 対等の立場
↓
労働者の地位向上

憲法28条　労働3権
- 団結権
- 団体交渉権
- 団体行動権

労働関係調整法

労働関係の公正な調整を図り
労働争議を予防又は解決
⇒ 経済の興隆に寄与

ストライキ
ロックアウト
10日前通知 → 知事 or 厚労大臣

あっせん　調停　仲裁

個別的 労働関係法

労働基準法
最低基準

労働安全衛生法
安全　衛生
S47～

最低賃金法
賃金
S34～
生計費
通常の事業の賃金支払能力を考慮
- 労働者の生活の安定
- 労働力の質的向上
- 事業の公正な競争

労働時間等設定改善法
（努）　H18～
自主的な努力
労働時間

労災保険法
災害補償をカバー
- 保険給付
- 社会復帰促進等事業
  - 社会復帰促進事業
  - 被災労働者等援護事業
  - 安全衛生確保等事業

賃金支払確保法
- 貯蓄金の保全義務
- 退職手当の保全（努）
- 退職労働者の賃金遅延利息
- 未払賃金の立替払

by（独）労働者健康安全機構
100分の80相当額
（2万円未満の未払賃金には出ません）

中退共
by（独）勤労者退職金共済機構
5,000円～30,000円/月
（2,000円）
※ 12月未満には出ません

労働契約法
民事ルールを法制化
H19制定・H20施行

労働者の保ゴを図りつつ個別の労働関係の安定

合意の原則
自由な交渉の下
合理的な労働条件

5原則
1. 対等の立場における合意
2. 就業の実態に応じて均衡を考慮
3. 仕事と生活の調和にも配慮
4. 信義に従い誠実に
5. 権利濫用の禁止

紛争解決制度

（一般法）
個別労働関係 紛争解決促進法
あっせん　助言及び指導

個々の労働者との紛争（募集及び採用含む）について
実情に即した迅速かつ適正な解決を図る

（特別法）

パート・有期
パートタイム・有期雇用労働法
通常の労働者との均衡のとれた待遇
不合理NG
差別的取扱NG

特定事項の明示
- 昇給の有無
- 退職手当の有無
- 賞与の有無
- 相談窓口

文書の交付義務

セクハラ・マタハラ
男女雇用機会均等法
- 法の下の平等を保障
- 母性を尊重

育児・介ゴ
育児介護休業法
雇用の継続及び再就職の促進を図り
職業生活と家庭生活との両立に寄与

労働局長
助言、指導又は勧告、調停 by 紛争調整委員会

次世代育成支援対策推進法
H15～R17.3/31

くるみん

事業主の主体性・自主性
↓
「一般事業主行動計画」
100人超 → MUST
100人以下（努）

労働市場法

積極的 雇用政策

職業能力開発促進法
相まって

事業主は配慮・努力義務 → 労働者が自ら
（機会の確保）
国はジョブカード（職務経歴等記録書）の普及努力
キャリアコンサルタント（5年更新）

労働施策総合推進法

国の雇用政策全般　総合的 → 労働市場の適正化 → 経済社会の発展　完全雇用の達成

再就職の援助
- 再就職援助計画 ← リストラ 1月前までに事前作成 → 認定
  - 経済的事情で事業規模縮小　30人以上/1箇月・1事業所
- 大量雇用変動届　届出
  - 単に大量離職　30人以上/1箇月・1事業所

青少年 → 若者雇用促進法　ユースエール認定

外国人（努）→ 外国人雇用状況の届出
雇入れ 翌月10日　離職 10日以内

高年齢者 → 高齢者雇用安定法
年
雇用状況報告　6/1 → 翌月15日

高年齢者等の職業の安定
- 定年の定め　60才を下回らないこと
  - 65才未満なら 引上げ　継続雇用　定め廃止 のいずれかMUST
- 再就職援助措置（努）
- 求職活動支援書 …… 希望されたら交付義務
- シルバー人材センター（知事指定）
  - 派遣事業
  - 有料職業紹介（届出制）

障害者 → 障害者雇用促進法
雇用状況報告　6/1 → 翌月15日

職業生活における自立促進

一般事業主の雇用義務　2.5人/100（∵40人以上の民間に義務あり）
- 払う　納付金：50,000円/人・月
- もらう　調整金：29,000円/人・月

職業安定法
相まって
職業紹介等

- 職業紹介
  - 公的 → 公共職業安定所（ハローワーク）
  - 民間
    - 有料
    - 無料 → 一般
    - 大臣許可
    - 学校等…届出
- 労働者の募集
- 労働者供給事業の禁止 → 何人も
  - 例外　労組が無料

労働者派遣法

労働力の需給の適正な調整を図るため
派遣事業の適正な運営の確保
↓
派遣労働者の保ゴ
もって派遣労働者の雇用の安定
その他福祉の増進

消極的 雇用政策

雇用保険法

求職者支援法
雇用保険でカバーされない人をカバー

特定求職者
ex 非正規
雇用保険に入れなかった人
自営業を廃業　学卒未就職など

- 就職支援計画の作成 by 公共職業安定所長
- 職業訓練受講給付金
- 認定職業訓練 → 認定事務 by（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構